

第2章 平成元年度から平成7年度の税制 —激変する経済情勢への対応と税制構造の見直し—

第1節 総 説

1 章の構成と位置付け

第1章では、平成元年度から平成12年度までの税制改正を年度ごとに検討した。毎年様々な税目の改正が行われるが、それらを1年間の経済の動きの中に位置付け、同じ年度という横線で結んで検討を行った。

一方、これから始まる第2章・第3章では個別の税目に注目し、それぞれの税制改正の流れを時系列で追いながら検討を進めていく。すなわち、各税目の固有の歴史を重視しつつ税制改正の経緯をたどるのであり、第1章を横線とすれば、第2章・第3章は言わば、各税目を縦線で結ぶ作業と位置付けることができる。したがって、内容的には第1章と重複するが、それとは異なる視点から再度、歴史を整理していくことになる。なお、議論の流れの関係上、第1章と引用などが重なることがあることをあらかじめ断っておく。

検討は平成元年度から平成12年度までを二つの期間に分け、その前半を第2章で、後半を第3章で扱う。第1章で既に論じたように、平成6年秋の税制改革で、所得税の減税と消費税率の引上げによる直間比率是正の税制改正が長い議論を経てようやく成立したが、これを一つの区切りと考え、平成7年度税制改正より前の期間を第2章で、後ろの期間を第3章で議論する。

平成7年度税制改正までを扱う第2章は、以下のような構成となっている。

第1節 総説

第2節 所得税その1

第3節 所得税その2

第4節 法人税

第5節 消費税その1

第6節 消費税その2

第7節 間接税（消費税以外）

第8節 土地税制

第9節 相続税・贈与税

第10節 納税者番号制度

その主な動きを表2-1-1に示したが、次節以降での説明に先立ち、以下でその概要をごく簡単に説明しておく。まず、この時期の税制改正の位置付けをこ

表 2-1-1 昭和62年～平成6年（平成7年度税制改正）の主な改革

年度	主な動向・答申	主な税制改正		
		所得課税	消費課税	資産課税等
昭和62		・所得税の税率構造の緩和 ・利子課税見直し（マル優等の原則廃止） ・土地税制等の改正（超短期土地譲渡益重課制度の創設等）		
昭和63	昭和63年4月 税制調査会（小倉武一会長）「税制改革についての中間答申」 1 所得税の累進性の緩和 2 有価証券譲渡益原則課税 3 法人税の引下げ 4 相続税の負担緩和措置 5 土地関連税制の見直し 6 消費税の導入	昭和63年 抜本的税制改革の実施 ・所得税の税率構造の簡素化 ・法人税の基本税率の引下げ、配当軽減税率の廃止 ・消費税率の創設 ・個別間接税の整理・合理化 ・株式等の譲渡益の課税化 ・法人の受取配当益金不算入制度の縮減 ・相続税の税率の緩和、控除引上げ等による負担軽減		
平成2	平成2年10月 税制調査会（小倉武一会長）「土地税制のあり方についての基本答申」			
平成3	1 地価税の創設 2 土地の譲渡益課税の適正化	・土地税制の改正（土地基本法に基づく譲渡益課税の適正化） ・法人臨時特別税の創設	・消費税率の見直し ・石油臨時特別税の創設	・地価税の創設 ・農地等についての相続税の特例の見直し
平成4	3 土地の相続税評価の適正化 4 農地に係る特例の見直し	・過少資本税制の創設 ・法人特別税の創設		・土地の相続税評価の適正化と相続税の負担調整
平成5				・土地税制の改正（特定の居住用財産の買換特例の創設）
平成6	平成5年11月 「今後の税制のあり方についての答申」 平成6年6月 「税制改革についての答申」	・平成6年分特別減税 （平成6年11月法改正） ・所得税減税（税率構造の累進緩和、諸控除の引上げ等） ・平成7年分特別減税	・酒税率の引上げ （平成6年11月法改正） ・消費税率の充実 - 消費税率制度の改革 - 消費税率の引上げ（平成9年4月実施）	・相続税の減税（税率の緩和、配偶者の税額軽減制度の拡充、小規模宅地等についての特例の拡充等による負担軽減）

（注）本表では、税制調査会の主要な答申、主な税制改正（新税の創設等主要な改正のみ）を取り上げている。

（出所）税制調査会「税制調査会関係資料集」（平成6年3月）106ページ、「税制調査会関係資料集」（平成8年3月）593ページにより作成。

く大雑把に述べると、バブルの生成や崩壊による経済情勢の影響を大きく受けてつつも、その一方で税制のあるべき姿への模索も必死になされた時期であった。平成7年度税制改正までの時期で特に大きな動きを見せたのは所得税と消費税、土地税制の改革であったが、もちろん様々な紆余曲折を経たとはいえ、いずれも土地問題や少子高齢化に対して税制はどうあるべきかが改革の主題となったといえる。特に、バブル崩壊で景気が低迷し所得税減税要求が強まるが、それが単なる減税で終わらず、直間比率是正の税制改革につながったことは、第3章で論じる平成8年度改正以降の時期と大きく異なる展開を見せたところである。こうした背景を踏まえて、第2章の副題を「激変する経済情勢への対応と税制構造の見直し」と設定した。

2 税制改正の動きと各節の概要

次にこの間の税制改正の動きを概観しつつ、各節の内容をごく簡単に紹介しておきたい。平成に入って最初に大きな問題となったのは、昭和63年12月の抜本的税制改革で導入が決定した消費税の改廃問題であった。平成元年4月にその執行が開始されるが、実務面は比較的スムーズだった一方で、政治的には極めて困難な時期を迎えることとなる。すなわち、平成元年7月の参議院議員選挙で自民党が敗北、それ以降社会党を中心とする野党の攻勢が強まり、一時は廃止か軽減税率導入などの大幅見直しが必至の状態に陥る。しかし、翌平成2年2月の衆議院議員総選挙で今度は自民党が勝利、これ以降は中小事業者の特例など、従来から問題視されていた欠陥の是正に議論の焦点が移っていった。結局、平成3年5月に与野党間で消費税の修正が合意されるが、これによって中曽根内閣による売上税問題以降続いてきた大型間接税導入の議論にいったん終止符が打たれた。この経緯は「第5節 消費税その1」で検討される。

同じ時期に世間の注目を浴びることとなったもう一つの問題は、土地税制改革であった。昭和58年ころより東京の都心で始まったバブルによる地価高騰は、たちまち大阪や愛知などに波及、大きな社会問題となった。当初、税制は土地問題の是正といった政策目的に積極的に活用されるべきではないとされたが、平成元年12月の「土地基本法」制定などを契機に次第に空気が変わり始める。そして、政府税制調査会の審議などを経て、税制も土地問題の解決に向けた政

策の一翼を担うべきだとの論調が高まり、平成3年度税制改正で「土地税制改革」が決定する。そこでは、地価税の導入や土地譲渡益課税の強化、農地課税の見直しなどが行われた。もっとも、土地税制改革が実行に移されるころには既にバブルははじけ、地価は下落を開始しており、改革直後から見直しの動きが出始める。これらの一連の経緯は「第8節 土地税制」で検討される。また、土地問題は相続税・贈与税にも大きな影響を及ぼし、平成4年度及び平成6年度改正でその見直しが行われた。これが「第9節 相続税・贈与税」のテーマとなる。

一方、昭和63年の抜本的税制改革で大きく見直された所得税は、その後しばらく改革議論の中心に座ることはなかったが、平成4年ごろより再び注目を集めることとなる。すなわち、景気が急速に悪化する中で所得税減税を求める声が急速に高まるが、当時は平成2年度予算で赤字公債脱却をようやく達成したばかりであり、その再発行につながりかねないとして政府はこれを拒み続けた。その後、この所得税減税問題は、それを消費税率の引上げと組み合わせ、直間比率の是正に結びつける税構造改革の議論に発展する。ただし、低迷する景気に配慮するため、所得税の減税を数年間先行させ、その後消費税率引上げを実施する2段階の改革が有力となっていく。平成5年夏に自民党政権の後を受けて成立した細川連立内閣でそうした案が浮上するが、連立の中にもともと消費税に反対する社会党が入ったこともあり、議論は難航する。細川首相が平成6年2月3日未明に「国民福祉税」構想による「税制改革草案」を発表し、直間比率是正の税制改革実現を図るが、国民の強い反発を受けて一晩で撤回、税制改革は先送りされる。ただし、景気対策の要請は強く、平成6年度税制改正では所得税・住民税の5.5兆円特別減税を含む総額6兆円の減税が実施された。

その後、細川内閣の後を受けた羽田内閣を経て、平成6年7月に自由民主党・日本社会党・新党さきがけによる3党連立の村山内閣（以下では、「自社さ連立村山内閣」と表記することがある。）が成立、結局この内閣で税制改革が実現する。まずは5.5兆円の所得税・住民税の減税を平成7年より実施するが、このうち制度減税は3.5兆円とし、残りの2兆円は景気が回復次第取りやめる特別減税とする「2階建て減税」となった。そして、消費税率はこの2年後の平成9年4月より3%から5%へ引き上げられることが決定した。このときには、中小事業者への特例縮小などの消費税改正も合わせて実施されることが固

まっている。こうした一連の所得税・消費税改正の経緯は「第2節 所得税その1」、「第6節 消費税その2」で検討される。

これ以外の税目でも、いくつかの重要な改正がなされた。「第4節 法人税」の中心テーマは、アメリカを中心とする多国籍軍とイラクの間で発生した湾岸戦争で、多国籍軍への資金援助を行う目的で平成3年度に1年限定で課税された法人臨時特別税、更に景気の低迷による税収不足を補う目的で、平成4年度から平成5年度にかけて課税された法人特別税の政策決定過程である。更に、グローバル化で重要性を増していく国際課税制度の整備や、公益法人課税の改正についても議論する。

一方、かねてから西欧諸国の不満が強かった酒税制度に関して、昭和63年の抜本的改革に続き平成6年度税制改正で再度、改正が実施された。これ以外にも自動車関係諸税（揮発油税など）、たばこ税、流通関係諸税（登録免許税など）などの間接税の在り方が様々な機会に議論されたが、それらについては「第7節 間接税（消費税以外）」で扱う。

先に所得税の減税問題について述べたが、これ以外にも株式譲渡益や利子といった資本所得、事業所得や住宅税制（住宅取得促進税制）など、所得税の個別項目に関する様々な改正が検討された。これらは「第3節 所得税その2」で論じられる。また、平成5年度税制改正で議論された株式譲渡益や利子への所得税改革の議論では、それらの所得の捕捉が重要な問題となり、納税者番号制度の導入可否が論点となった。その概要は「第10節 納税者番号制度」で検討する。以上が、第2章で扱う平成7年度改正までの税制改正の大よその流れである。